

レセ電通信歯 28007 号  
平成 28 年 8 月 25 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）の  
厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）において、下記のとおり変更され、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでお知らせします。

#### 記

#### 変更内容

##### 1 「別表 5 施設基準届出コード」の変更

	コード	内 容
変更後	04	う蝕無痛（う蝕歯無痛的窩洞形成加算）
変更前	04	う蝕無痛（う蝕無痛的窩洞形成加算）

##### 2 「別添 2 外用薬及び歯科用薬剤を用いて記録する場合」の「②歯又は顎単位に使用される特定薬剤」の変更

（抗菌薬（抗生物質）パスタ）のうち、「620002329：テトラサイクリン・プレステロン  
歯科用軟膏：1顎」

	標準点数	平均使用量
変更後	35.0 点	1.50021
変更前	34.3 点	1.47021